

調達倫理指針 - 細則

(適用範囲)

第1条 調達活動とは、購買(資材の購入、役務、工事)、借用(資材のレンタル・リース)等の契約に関する活動をいう。

2 この指針は資材部門の調達活動に従事する者に適用する。

(調達活動の基本姿勢)

第2条 透明性を確保し、公正かつ公平な調達活動を実現する。

2 当社と取引先とは、対等な立場で、相互信頼に基づく共存共栄の関係を目指す。

3 調達活動に関連する法律及び「国際石油開発帝石企業行動憲章」を遵守・実践する。

4 資源保護、環境保全に配慮し、調達活動を実施する。

(取引先との契約交渉・締結の担当部門)

第3条 調達活動における取引先選定、価格・納期等契約に係わる事項の取決めは資材部門が当社を代表して責任を持って行う。

(取引先及び取引希望者への対応、取引先の見直し)

第4条 取引先に対して、優越感に浸った態度、逆に卑屈な態度をとらないよう注意し、取引先の担当者との良き人間関係を樹立する。

2 取引希望者からの取引の申入れに対しては、誠実に応対し、取引に必要な情報を与える。また、当該希望者の要望に応じられない場合は、その理由を明確に伝え、門前払いされたと誤解される言動をしない。

3 より良き資材及びサービスを調達するため、必要に応じて継続的取引の契約見直しを行い、従来の取引先に加え優良な取引先の開拓を推進する。

(見積依頼先及び契約先の選定)

第5条 見積依頼先の選定に際しては、国内・国外、経営規模の大小等を問わず、新規取引希望者に対しても参入の機会を与える。

2 公正、公平かつ透明な評価に基づき、また、個人的な好みや感情、利害に左右されずに見積依頼先及び契約先を決定する。

3 価格、品質、納期、バリュー・エンジニアリング、アフターサービス、トラブルの対応、技術開発力、経営安定性、各種調査依頼に対する迅速な対応等を総合的に評価し、最も有利な条件で調達できる見積依頼先を契約先として選定する。

- 4 見積依頼先として選定しなかった取引希望者、契約先として選定しなかった見積依頼先に対しては、不公平感及び不透明感を与える言動をしない。また、必要に応じて、選定しなかったその事実及びその理由を文書等で明らかにする。

(見積依頼中及び見積比較中の見積依頼先に対する公平・公正な扱い)

- 第6条 見積依頼中及び見積比較中は、当社から見積依頼先に提供する情報(見積・契約条件、仕様等)は、契約が成立する可能性がある全ての見積依頼先に対し、公平に開示する。
- 2 見積依頼中及び見積比較中に、意図して特定の見積依頼先が有利になるような見積・契約条件、仕様等の変更あるいは、見積価格の調整を行わない。

(契約文書の作成)

- 第7条 契約にあたっては、注文書・契約書・覚書等の明確な契約文書を作成する。
- 2 契約文書の諸条件は、資材部門が調達活動に係わる技術・事務諸部門及び契約先の合意のもとに決定する。

(機密事項)

- 第8条 調達活動において必要とされる以外の当社の機密を、取引先及び取引希望者に漏洩しない。
- 2 調達活動において知り得た取引先及び取引希望者の機密を、第三者に漏洩しない。

(法律等の遵守)

- 第9条 調達活動に携わる者はその取引行為が当社を代表する契約行為であることを認識し、関連する法律(独占禁止法、下請法、労働者派遣法、建設業法等)及び社会規範を熟知し遵守する。
- 2 調達活動にあたっては、「国際石油開発帝石企業行動憲章」を遵守・実践する。

(グリーン調達)

- 第10条 当社の「環境・安全方針」に基づき、環境に配慮して、資材及びサービスを選定し、調達する。
- 2 見積依頼先及び契約先の選定に際しては、第5条第1項乃至第3項に加え、状況により取引希望者及び見積依頼先のグリーン調達実施の有無等、環境に対する取組み方も評価基準に加える。

(個人的な利害関係等)

- 第11条 取引先及び取引希望者と個人的な利害関係をもたない。
- 2 取引先又は取引希望者から、社会通念を超える物品の贈与があった場合は、これを辞退する。
 - 3 取引先又は取引希望者から、社会通念を超える会食や遊興の招待があった場合は、これを辞

退する。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、社長決裁による。

附則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

平成20年10月1日 制定